

「平成23年度四国地方公共工事品質確保推進協議会」 の開催について

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、四国における公共工事品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的に、国・県・市町村等で平成18年7月12日に「四国地方公共工事品質確保推進協議会」を設立しました。

この度、本協議会を下記のとおり開催することになりましたのでお知らせいたします。

本協議会では、平成23年度における本協議会の活動状況報告や、公共工事品質確保推進に係わる意見交換を行います。

記

1. 日時：平成24年1月31日（火） 13：10～14：10
2. 場所：高松サポート合同庁舎（13階）災害対策室
3. 議事次第：別添のとおり

平成24年1月26日

問い合わせ

四国地方公共工事品質確保推進協議会

【事務局】

国土交通省 四国地方整備局

企画部 総括工事検査官 林 重延（内線3117）

技術管理課工事検査官 金滝 和彦（内線3121）

TEL：087-851-8061

平成23年度四国地方公共工事品質確保推進協議会

日時：平成24年1月31日（火）

13:10～14:10

場所：高松サンポート合同庁舎（13F）
災害対策室

議 事 次 第

1. 開催挨拶（会長 四国地方整備局長 川崎 正彦）
2. 「四国品確協」設置要領の改正について
3. 平成23年度の活動状況について
4. 公共工事品質確保の進捗状況について
5. 平成24年度の実施方針について
6. 公共工事品質確保推進に係わる意見交換
 - 6-1 先進市町の取組事例紹介
 - 6-2 意見交換

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。

- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(四国地方公共工事発注者支援技術者登録)

第8条 「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録については、協議会会長が決定し登録を行う。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。

委員の変更（案）は、本協議会での承認で成案となる予定。

別紙 1

第 4 条関係（委員）（案）

（1）会 長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委 員：国土交通省 四国地方整備局 次長
次長兼総務部長
企画部長
建政部長
営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部 次長

徳島県 ~~県土整備部長~~

政策監補兼県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

幹事の変更(案)は、本協議会での承認で成案となる予定。

別紙2

第6条関係(幹事)(案)

(1) 幹事長： 国土交通省四国地方整備局 企画部長

(2) 幹事： 国土交通省 四国地方整備局 ~~地方事業評価管理官~~

企画部 技術調整管理官

企画部 技術開発調整官

企画部 総括工事検査官

総務部 契約管理官

建政部 建設産業調整官

都市調整官

河川部 河川調査官

道路部 地域道路調整官

港湾空港部 事業計画官

営繕部 営繕調査官

農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部 治山課長

環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長

財務省 四国財務局 総務部 会計課長

財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官

徳島県 ~~県土整備部次長~~ 副部長

農林水産部農山村整備課長

香川県 土木部次長

農政水産部~~土地改良課長~~ 農村整備課長

愛媛県 土木部技術監

農林水産部農業振興局農地整備課長

高知県 ~~土木部建設検査長~~

土木部土木技術監兼建設検査長

農業振興部農業基盤課長

市町村 担当部課長等

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局

第五管区海上保安本部

警察庁 四国管区警察局

経済産業省 四国経済産業局

(独) 水資源機構

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月21日
四国地方公共工事
品質確保推進協議会設立

<メンバー>
<目的>

整備局、4県、4市
協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
→公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

←H17年度以降、検査臨場・整備局研修への参加拡大の取組中。

◎H19年度に四国内の全市町村をメンバーに加え拡充(整備局、4県、96市町村)

←H19年度より「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録制度開始。
(H24より「公共工事品質確保技術者資格制度」に移行)

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充(1省庁、3特殊法人、4県、95市町村)

←H20年度より各県単位のブロック会議にて情報提供、意見交換等を実施。

★公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について(H21.4.3)

(総務省・国交省
要請文書)

←H22年度、首長キャラバンにより首長の意向把握を実施。(59/95市町村)

←H23年度、県担当者との意見交換、ニュースレター発刊

★公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(H23.8.25)

(総務省・国交省
要請文書)

平成23年度四国地方公共工事品質確保推進協議会 (H24.1.31)